

規則・要綱等に基づく審議会等の見直し 今後の方針一覧表

No.	審議会等の名称	所管部課	概要	今後の方針	
				判定	内容
1	明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくり推進地区協議会	政策部政策室	ユニバーサル社会づくりの推進地区である明石駅周辺地区を対象に、「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区事業プラン」の策定及びその実施に係る調整・検証に関する協議等を行う。	休廃止	「明石駅周辺地区ユニバーサル社会づくりモデル事業プラン」が平成23年度末で終了するため、そのプランを策定・検証する組織である本協議会は平成24年3月31日でいったん廃止し、ユニバーサル社会づくりの普及啓発の手法やユニバーサルの駅「ひなたぼっこ」で実施する事業に関する意見聴取のあり方について見直しを図る。
2	明石市第5次長期総合計画推進会議	政策部政策室	市民参画のもと、第5次長期総合計画の着実な推進を図るため、以下の事項について協議する。 ①計画に掲げる施策等 ②計画の進行管理 など	継続	推進会議の開催回数や時期などについては、検証のサイクルを回していくなかで、見直しが必要であればその都度検討していく。
3	あかし市政総合懇話会	政策部政策室	市長が、本市の基本的な政策方針や市政運営方針を検討するうえで、市内各種団体代表などと意見交換を行う。	見直し	設置要綱に定められた設置期間である平成25年3月末をひとつの区切りとして、会の設置運営のあり方を見直す予定である。
4	明石市中心市街地活性化基本計画策定委員会	中心市街地活性化プロジェクト	中心市街地活性化基本計画の策定に関し必要な事項について協議する。	休廃止	中心市街地活性化基本計画を策定し、平成22年11月30日付けで国から認定を受けたことにより、当初の目的を達成したため、平成24年1月に設置要綱を廃止した。
5	行政改革推進懇話会	総務部総務課	社会経済情勢の変化に対応した簡素かつ効率的な市政の実現に向けて、行政改革を推進するため、以下の事項について審議する。 ①行政改革実施計画の策定 ②計画の進捗状況 ③その他行政改革全般	見直し	喫緊の課題である財政健全化を優先して集中的に取り組むため、財政健全化に特化した審議会等を新たに設置する。一方、評価のあり方の見直しが市政運営における共通の課題となっているため、本懇話会と行政評価委員会を統合し、行政改革実施計画の進捗管理や新たな評価の手法や基準に関して検討する。
6	行政評価委員会	総務部総務課	本市の事務事業及び指定管理業務に対して行う評価について、客観性及び透明性を図るために第三者による評価を行う。	見直し	喫緊の課題である財政健全化を優先して集中的に取り組むため、財政健全化に特化した審議会等を新たに設置する。一方、評価のあり方の見直しが市政運営における共通の課題となっているため、行政改革推進懇話会と本委員会を統合し、行政改革実施計画の進捗管理や新たな評価の手法や基準に関して検討する。
7	指定管理者候補者選定委員会(各部に施設ごとに設置)	施設所管課(総合調整:総務部総務課)	公の施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定及び適正な管理運営を行うために、以下の事項について審査する。 ①指定管理者の候補者の選定 ②指定管理者の指定の取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止	見直し	各施設への関わりや愛着がより深い方に候補者選定に加わっていただけよう、平成24年度に設置する委員会から委員構成を見直す。
8	明石市新情報化推進プラン検討委員会	総務部情報管理課	新情報化推進プランの策定に関する重要な事項について協議・検討する。	継続	平成26年度からの次期情報化推進プランの策定時に活用するため、設置要綱は存置する。
9	明石市情報システム再構築及び運用業務委託事業者選定委員会	総務部情報管理課	情報システムの再構築及び再構築及び運用業務委託事業者を選定するため、以下の事項について審議を行う。 ①委託事業者の選定に関する事項 ②その他情報システムの再構築に関し必要な事項	休廃止	目的とする審議は終了したため平成24年3月に設置要綱を廃止した。
10	工事成績評価委員会	総務部工事検査課	市が発注する建設工事の工事成績評価について、内容の公正性・透明性を確保するため、以下の事項について審議し、意見する。 ①受注者が工事成績評価点について不服があるときの再説明の申出に対する回答 ②工事成績評価の改善のため必要な事項 ③その他市発注建設工事に関すること	見直し	工事成績評価点に対する不服申立てに関する審議とその結果の報告だけでなく、工事成績評価に影響のある工事監理や工事検査のあり方など本委員会として取り組むべき新たなテーマについて委員に意見を求めていく。
11	健康管理委員会	総務部職員室人事課	メンタル休業職員の職務復帰の時期について適否の判定を行うとともに、メンタル疾患職員に対して職務復帰に必要な支援などの適正な対応が行えるようにする。	継続	メンタル疾患職員の職場復帰の可否の判断等は対象職員にとって非常に重い意味を持つので、特に公平性、透明性、公正性が求められる施策であり、メンタル疾患職員の円滑な職務復帰に成果を上げていると認められるため、継続する。
12	明石市職務遂行能力審査会	総務部職員室人材開発課	能力向上特別プログラムの実施にあたり、その公平性及び透明性を確保するため、職員に能力向上特別プログラムを適用することを決定しようとするとき及びプログラムを終了しようとするとき、その適用の可否及び終了の可否を調査審議し、任命権者に意見を述べる。	継続	能力向上特別プログラムの適用は対象職員にとって非常に重い意味を持つので、特に公平性、透明性、公正性が求められる施策であることから、能力向上特別プログラムを実施する以上は必要な審議会であるため、継続する。
13	明石市入札監視委員会	財務部契約課	建設工事について、入札及び契約の過程並びに内容の透明性を高めるとともに、公正な競争を確保するため、以下の事項について審議し、意見する。 ①入札及び契約手続の運用状況等についての報告の聴取並びに競争入札参加資格設定方法 ②入札及び契約手続に関する再苦情について ③入札制度改善について	継続	入札制度及びその執行には、特に高い透明性・公正性が求められるため、第三者委員にそれぞれ異なる立場からの視点に基づき、バランスの取れた議論をしていただき、執行状況を監視するとともに委員の意見を制度に反映する意義は大きいため、継続する。
14	明石市人権施策推進方針改訂懇話会	コミュニティ推進部人権推進課	人権施策推進方針の改訂に関する重要な事項について協議・検討し、市長に報告する。	休廃止	明石市人権施策推進方針を改訂し、当初の目的を達成したため、平成24年1月に設置要綱を廃止した。

規則・要綱等に基づく審議会等の見直し 今後の方針一覧表

No.	審議会等の名称	所管部課	概要	判定	今後の方針
					内容
15	あかし男女共同参画プラン推進懇話会	コミュニティ推進部男女共同参画課	あかし男女共同参画プランを総合的かつ効果的に推進するため、以下の事項について協議する。 ①プラン推進のための施策 ②プラン実施状況の点検及び評価 ③プランの策定 など	休廃止	あかし男女共同参画プランの内容は行政の継続的な施策が中心であるため、平成23年度限りで本懇話会は休止し、今後は男女共同参画プラン推進連絡会議における内部評価により、同プランの進行管理を行う。 ただし、次期プラン・実施計画の策定時には懇話会を設置し、意見・提言を求めることとする。
16	あかし男女共同参画センター運営委員会	コミュニティ推進部男女共同参画課	あかし男女共同参画センターの機能を十分に活用するとともに、有効かつ円滑な事業運営を図るため、センターで実施する事業及びセンターの運営等について協議する。	休廃止	男女共同参画プラン策定時に、男女共同参画センターで推進する施策も含めて外部委員の意見を聴いているため、同センターの運営及び事業の評価を行う本委員会は廃止し、今後は、センター利用者、セミナー受講者等や先駆的な取組みを行っている団体・有識者から、その都度、意見を聴くこととする。
17	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会	コミュニティ推進部コミュニティ推進室	協働の仕組みづくり及び推進方策等を定める「(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例」の策定にあたり、条例に盛り込むべき項目及び内容、条例素案について検討する。	継続	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例の制定に向けて、地域ごとの意見交換を図りながら、適切な運営に努めていく。
18	明石市市民提案型パイロット協働事業委託等審査会	コミュニティ推進部コミュニティ推進室	市民活動団体から提案された協働事業に対し、団体や事業が応募資格に適しているかどうかを審査し、予算の範囲内で事業を決定する。	見直し	パイロット協働事業は平成24年度で終了する予定であり、今後の事業のあり方については、同種の事業である市民実践活動助成事業も含めて検討していく必要がある。その中で両事業の審査会のあり方についても検討する。
19	明石市市民実践活動助成事業審査会	コミュニティ推進部コミュニティ推進室	市民活動団体から申請された事業について、プレゼンテーションを実施したうえで審査し、その結果に応じて、助成の可否及び助成額(1団体につき上限10万円)を決定する。	見直し	市民実践活動助成事業のあり方については、平成24年度で終了する予定の同種の事業である明石市市民提案型パイロット協働事業も含めて検討していく必要がある。その中で両事業の審査会のあり方についても検討する。
20	「スポーツクラブ21ひょうご」明石市推進委員会	コミュニティ推進部コミュニティ推進室	地域スポーツ活動支援事業を積極的に推進するために、以下の事項について審議する。 ①事業実施方針の策定 ②指導者の確保 ③施設利用の方針 ④各クラブの運営費計画 など	継続	小学校区ごとのスポーツクラブ21の設立が完了したので、開催する必要はないが、県通知により、県からの補助金は地域の運営委員会(本審議会)に対して交付することとなり、本審議会名義の口座で管理している。このため基金残高がある状況では事務局機能を保持する必要があり、実質的に休止状態のまま継続せざるを得ない。
21	明石市生涯学習センター運営委員会	文化芸術部生涯学習センター	市の生涯学習事業の円滑な推進及び生涯学習センターの利用者拡大を図るため、以下の事項について協議する。 ①市の生涯学習事業の推進 ②生涯学習センターの事業及び運営 ③生涯学習推進プランの策定	休廃止	平成24年4月を目途に本委員会を廃止し、生涯学習センターの運営や事業について広く市民意見を聴取する場を設けるほか、3年毎の生涯学習推進プラン策定時におけるパブリックコメントの実施など、他の市民参画手法をもって代替することとする。
22	明石市生涯学習ビジョン策定委員会	文化芸術部生涯学習センター	生涯学習ビジョンの素案を策定し、市長に報告する。	休廃止	生涯学習ビジョンを策定し、当初の目的を達成したため、平成23年度中に設置要綱を廃止する予定である。
23	給食サービスのあり方検討懇話会	福祉部福祉総務課	ひとり暮らし高齢者等に対する給食サービスのあり方について、地域福祉の推進、協働のまちづくり及び栄養改善による健康維持の観点から総合的に検討する。	休廃止	目的とする審議は終了したため平成24年3月に設置要綱を廃止した。
24	明石市地域福祉推進市民会議	福祉部福祉総務課	地域福祉計画を市民との協働で推進するため、計画に掲げる事業を企画し、計画に定める事業を実施するとともに、その進捗状況を広報する。	休廃止	目的とする審議は終了したため平成24年3月に設置要綱を廃止した。
25	明石市地域福祉計画策定委員会	福祉部福祉総務課	地域福祉計画を策定するために必要な事項の検討を行う。	継続	地域福祉計画は策定済みであるが、次回策定予定(H27～H28)のために設置要綱は存置する。
26	明石市地域自立支援協議会	福祉部障害福祉課	市の障害福祉関係者による連携及び支援体制の推進等を図るため、以下の事項について調査、協議する。 ①障害者計画及び障害福祉計画の策定 ②①の計画の推進 ③地域の関係機関による連携及び支援の体制の構築 など	見直し	次期委員の委嘱時(平成25年4月予定)から委員構成を見直し、公募委員比率を高めることとする。 また、既存施策の見直し等を含めたスクラップアンドビルドを基本とした課題の検討が行えるような運営体制を目指す。
27	明石市次世代育成支援対策推進行動計画推進協議会	福祉部子ども子育て支援課	次世代育成支援対策推進行動計画(H22.3策定)を推進していくうえで、全市的な観点から、以下の事項について協議する。 ①次世代育成支援対策推進行動計画(H22年度～H26年度)の策定 ②行動計画の達成状況の点検及び評価 ③行動計画の推進における課題抽出及び重点取組み事項の検討 など	統合	次世代育成施策全般において、市民主体の活動を一層推進していくため、次期委員の選定時(平成24年8月予定)を目途に、市の助成の対象となる子育て支援活動等の認定を行う「子ども基金運営委員会」と統合し、次世代育成支援対策推進行動計画の推進における市民と市の協働のあり方について、協議していく予定である。
28	子ども基金運営委員会	福祉部子ども子育て支援課	子ども基金の円滑かつ適正な運用管理を図るため、以下の事項について審議する。 ①基金の活用方針 ②助成の対象となる子育て支援活動等の認定 ③基金の広報活動 など	統合	次世代育成施策全般において、市民主体の活動を一層推進していくため、次期委員の選定時(平成24年6月予定)を目途に、「次世代育成支援対策推進行動計画推進協議会」と統合する。

規則・要綱等に基づく審議会等の見直し 今後の方針一覧表

No.	審議会等の名称	所管部課	概要	今後の方針	
				判定	内容
29	明石市予防接種健康被害調査委員会	保険・健康部地域医療課	予防接種による健康被害が発生したときに、適正かつ円滑に処理するため、以下の事項について医学的な見地からの調査を行う。 ①疾病の状況及び診療内容に関する資料収集 ②必要と考えられる場合の特殊検査または剖検の実施についての助言 など	継続	厚生省通知により、予防接種による健康被害に対する医療費等の給付に際しては市町村が設置する予防接種健康被害調査委員会の意見を付することが求められており、市民が安心して予防接種を受けるために、また市の危機管理上、必要不可欠である。
30	明石市立夜間休日応急診療所運営協議会	保険・健康部地域医療課	明石市立夜間休日応急診療所における診療業務等の円滑な運営を図るため、以下の事項について調査、審議する。 ①救急診療の正しい受診方法の市民啓発 ②臨時診療日及び休診日の設定 ③診療所の医療機器及び使用薬品の改廃 ④診療業務により生じた医事紛争 など	休廃止	市の施設の管理運営に関する指定管理者との連絡会議の性格が強いため、審議会形式での開催は平成23年度限りで廃止する。
31	明石市新型インフルエンザ対策推進協議会	保険・健康部地域医療課	以下の事項について協議する。 ①明石市新型インフルエンザ対策行動計画に基づき実施する施策の進捗状況 ②新型インフルエンザ対策推進に向けた課題の調査 ③新型インフルエンザ対策に関する関係機関及び関係団体相互の連携強化	継続	新型インフルエンザの発生時に関係機関が連携して適切な対応を取るために必要不可欠である。
32	明石市歯科保健医療推進協議会	保険・健康部地域医療課	以下の事項について協議する。 ①明石市立休日歯科急病センター兼障害者等歯科診療所の運営 ②明石市の歯科保健医療対策の推進	休廃止	市の施設の管理運営に関する指定管理者との連絡会議の性格が強いため、審議会形式での開催は平成23年度限りで廃止する。
33	明石市がん医療対策会議	保険・健康部地域医療課	明石市のがん患者やその家族が安心して療養生活を送れる地域医療体制を構築するために、明石市安心の医療確保政策協議会より受けた答申「患者の意向に沿ったがん療養を支える体制の整備について」(H23.3.11)に示された施策の実施について検討する。	継続	本市の死亡原因の約3割を占めるがんの療養体制を構築するもので必要性は高く、委員の主体的な関わりのもと、関係機関や市民主体の活動を展開することが予定されていることから、継続する。
34	明石市健康づくり推進協議会	保険・健康部健康推進課	市民の心身の健康づくり対策を積極的に推進するために策定した「新あかし健康プラン21」に基づき実施する施策の進捗状況や評価を審議する。	継続	健康づくりについて、関係者間で知恵を出し合う意義は認められる。また、審議会での意見交換をきっかけに、各委員の出身母体である団体ほか市民間での主体的な連携による健康づくりの活動が実施されているため、継続する。
35	明石市保健事業調査委員会	保険・健康部健康推進課	市が実施する保険事業により発生した医療上の事故(予防接種による事故等)に関し、以下の事項を主たる任務とし、医学的な見地から調査を行う。 ①事故による疾病の状況及び診療内容に関する資料収集 ②委員会が必要と認めた場合の特殊検査及び剖検の実施についての助言 ③その他委員会が必要と認めた事項	継続	近年の開催実績はないが、保健事故が発生した場合には、開催する必要があるため、設置要綱は存置する。
36	地域包括支援センター運営協議会	保険・健康部高齢介護室	地域包括支援センターが適正かつ公正な運営を図るため、以下の事項について審議する。 ①センターの設置 ②センターの運営・評価 ③地域の介護保険以外のサービスとの連携の形成 ④在宅介護支援センターの選定 など	見直し	介護保険法施行規則との規定に基づき、設置が必要であるが、委員の意見の事前集約等を行い、より効率的な運営を図る。
37	明石市地域密着型サービス運営委員会	保険・健康部高齢介護室	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、以下の事項について決定する。 ①地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の額 ②指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の選定 ③指定地域密着型サービス事業所等に従事する従業者に関する基準 ④事業所等の設備及び運営に関する基準 ⑤地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 など	統合	介護保険における地域密着型介護サービスの運営のために必要であるが、設置目的が地域密着型サービス補助事業者選定委員会の機能を包含するものであるため、次回の委員改選時(平成24年8月予定)に同委員会と統合する。
38	明石市地域密着型サービス補助事業者選定委員会	保険・健康部高齢介護室	地域密着型サービスの施設等の整備にあたり、補助事業者を選定する基準を定め、補助金を交付する事業者を選定する。	統合	本委員会の機能は、地域密着型サービス運営委員会の機能の一部に含まれるものであるため、次回の委員改選時(平成24年8月予定)に同委員会と統合する。
39	明石市福祉事務所入所判定委員会	保険・健康部高齢介護室	老人ホームへの入所措置及び継続の要否について、健康状態、日常生活動作の状況、精神の状況、家族、経済的状況、住居の状況等をみながら、基準に基づき判定する。	継続	厚労省通知により、老人ホームへの入所判定のためには本審議会の意見を聴くこととされており、設置が必要であるため、継続する。

規則・要綱等に基づく審議会等の見直し 今後の方針一覧表

No	審議会等の名称	所管部課	概要	今後の方針	
				判定	内容
40	明石市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	保険・健康部 老年介護室	明石市老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者施策の課題や今後の方針、介護保険の今後のサービスのあり方や介護保険料等について、学識経験者等第三者の意見を聴いて審議する。	継続	市の高齢者施策を規定する老人福祉計画及び介護保険事業計画を策定するための審議会であり、必要性は高い。平成24年度からの計画策定のための審議は平成23年度限りで終了するが、今後も3年ごとに計画を策定することとなるため、設置要綱は存置する。
41	明石市勤労福祉会館運営懇話会	産業振興部 商工労政課	勤労福祉会館の円滑な運営を通して勤労者をはじめ広く一般市民の福祉の増進と市民文化の向上に資する。	休廃止	勤労福祉会館への指定管理者制度導入以降は、市と指定管理者との間で、管理運営に関する連絡調整を適宜実施しており、開催実績もないため、平成24年3月に設置要綱を廃止した。
42	明石市民まつり検証・創造会議	産業振興部 観光振興課	平成16年の再開後の市民まつりを検証し、次代に継承し発展させていく新たな市民まつりのあり方を検討し、市長に報告する。	休廃止	平成23年2月に「明石市民まつり検証・創造会議報告書」を受領し、当初の目的を達成したため、平成24年3月に設置要綱を廃止した。
43	明石市観光振興基本構想懇話会	産業振興部 観光振興課	観光振興基本構想の策定に関し、以下の事項を検討し、市長に報告する。 ①基本構想の素案の作成に関すること。 ②基本構想に盛り込むべき項目及び内容に関すること。 ③明石市の観光施策の課題を抽出し、その解決に関すること。	休廃止	平成23年3月に観光振興基本構想を策定し、当初の目的を達成したため、平成24年3月に設置要綱を廃止した。
44	農業振興地域整備促進協議会	産業振興部 農水産課	農業振興地域における土地の計画的利用を図り、土地利用の基本的方向にあった農業振興地域整備計画を樹立するため、以下の事項について審議する。 ①土地利用の基本方向についての計画・調整 ②農業振興の基本的方針についての計画・調整	継続	農業振興地域の整備に関する法律に定める農業振興地域整備計画の策定、変更等のために農業関係者全体の合意形成を図るための審議会であり、現状でも最低限度の開催となっているため、継続する。
45	明石市農業基本計画策定委員会	産業振興部 農水産課	明石市農業基本計画の策定に関し、当市の農業の現状及び課題を明らかにし、今後の農業振興のあり方について検討する。	休廃止	平成23年度中に農業基本計画を策定する予定であるため、平成24年4月を目途に設置要綱を廃止する予定である。
46	明石市水産振興計画策定委員会	産業振興部 農水産課	水産振興計画の策定に関し、以下の事項を検討し市長に報告する。 ①明石市の水産業の現状分析と課題の設定に関すること。 ②計画に盛り込むべき項目及び内容に関すること。 ③計画の素案の作成に関すること。	休廃止	平成23年3月に水産振興計画を策定し、当初の目的を達成したため、平成24年2月に設置要綱を廃止した。
47	明石市プラネタリウム投影機機種選定委員会	産業振興部 天文科学館	プラネタリウム投影機の機種を選定するため、以下の事務を行う。 ①プラネタリウム投影機の機種を選定に関する調査・研究 ②プラネタリウム投影機の機種を選定 ③その他プラネタリウム投影機の機種を選定に関し必要な事項	休廃止	目的とする審議は終了したため平成24年3月に設置要綱を廃止した。
48	明石市地域公共交通会議	土木部 交通政策課	地域の需要に応じた旅客輸送を確保し、利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスを実現させるために、適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等について協議する。	継続	市がコミバス事業を行う場合等には道路運送法上、交通事業者、住民等の合意を得ている必要があり、これらの合意を得るために道路運送法施行規則上に位置付けられた組織であるとともに、公共交通の整備・調整は市民への影響が大きく、利害関係者も多い分野であり、広く市民・関係者から意見を聴く必要があるため継続する。
49	明石市総合交通計画策定委員会(仮称)	土木部 交通政策課	総合交通計画の策定(今回はH24年度に実施する予定の見直し)にあたり、素案に対し意見を述べる。	継続	公共交通網の整備方針は、市民生活への影響が大きく、地域ごとの利害に直結するため、学識経験者、利害関係者、一般市民から広く意見を聴取して計画を策定する必要があるため、平成24年度に設置する予定である。 なお、委員の選定にあたっては、委員間の議論をより活発に行うため、行政代表委員の必要性を精査するなど、できる限り減員を図る方向で検討を進める。
50	JR新駅構想研究会	土木部 交通政策課	JR明石-西明石駅間、大久保-魚住駅間における新駅の必要性及び実現性について研究・検討し、平成24年2月29日に市長に報告した。	休廃止	本研究会の所掌事務であるJR新駅(明石-西明石間、大久保-魚住間)の必要性及び実現性に関する市長に対する報告をまとめることをひとつの区切りとして、その後のあり方に関しては、本研究会の報告や市民意見を参考に改めて検討する必要がある。
51	西明石駅周辺放置自転車対策検討会議	土木部 放置自転車対策課	西明石駅周辺の自転車等の放置を防止し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保するとともに、良好な生活環境を保持するため、以下の事務を行う。 ①西明石駅周辺の放置自転車問題について現状の課題を抽出し、その対策を検討すること。 ②放置防止のための該当活動に関すること。 ③放置禁止区域の指定、解除及び区域の変更について検討すること。 ④その他西明石駅周辺の放置自転車対策	休廃止	西明石駅周辺の放置自転車対策には一定の区切りが付き、所期の目的が達成された。今後の西明石駅周辺の放置自転車対策については、各校区ごとに協議するなどにより進める。
52	明石市都市計画マスタープラン策定委員会	都市整備部 都市計画課	都市計画マスタープランに関する調査及び検討を行い、都市計画マスタープランの素案を作成し、市長に報告する。	休廃止	平成23年3月に都市計画マスタープランを改定し、当初の目的を達成したため、平成24年2月に設置要綱を廃止した。

規則・要綱等に基づく審議会等の見直し 今後の方針一覧表

No.	審議会等の名称	所管部課	概要	今後の方針	
				判定	内容
53	緑の基本計画改定検討委員会	都市整備部緑化公園課	緑の基本計画の改定のため、以下の事項を検討し、市長に報告する。 ①緑の基本計画の現状分析及び課題の設定に関する事。 ②緑の基本計画の改定素案に盛り込むべき項目及び内容に関する事。 ③緑の基本計画改定素案の作成に関する事。	継続	緑の基本計画は改定済みであるが、同計画は平成23年度から平成32年度の10年間の計画であり、中間年にあたる平成27年度に中間見直しを図る予定であるため、設置要綱は存置する。
54	明石市公営住宅ストック総合活用計画策定委員会	都市整備部建築室住宅課	明石市公営住宅ストック総合活用計画(H16年改訂)の改訂に際し、市営住宅の役割や民間賃貸住宅活用の可能性等を検討するとともに、今後の市営住宅ストックの修繕や更新等の計画を効率的かつ円滑な事業推進に向けて検討する。	継続	市営住宅の整備については入居者をはじめ、利害関係者が多い分野であり、学識経験者、関係団体代表、一般市民から広く意見を聴取して計画を策定する必要があるため、平成24年度に設置する予定である。 なお、委員の選定にあたっては、市職員委員の必要性を精査し、前回設置時より減員を図る予定である。
55	明石市住宅マスタープラン策定委員会	都市整備部建築室住宅課	住宅マスタープランの見直しに関する事項について、審議・検討する。	継続	住宅マスタープランは策定済みであるが、同プランは平成23年度から平成32年度の10年間の計画であり、計画期間中に見直しを図る可能性があるため、設置要綱は存置する。
56	明石市朝霧浄化センター及び朝霧ポンプ場の維持管理における包括的民間委託審査委員会	下水道部下水道総務課	明石市朝霧浄化センター及び朝霧ポンプ場の維持管理における包括的民間委託を導入するにあたり、入札及び契約事務に係る必要な事項を審査するため、以下の事務を所掌する。 ①受託者選定要綱等の作成に関する事。 ②資格審査に関する事。 ③提案書の審査に関する事。	休廃止	目的とする審議は終了したため平成24年1月に設置要綱を廃止した。
57	明石市教育振興基本計画検討委員会	教育委員会事務局総務課	教育振興基本計画の策定にあたり、その基本的な事項や内容等について検討するため、以下の事務を所掌する。 ①基本計画の案の作成に関する事。 ②基本計画の策定に係る調整に関する事。 ③基本計画の策定に係る基礎資料の作成及び調査・研究に関する事。 ④その他必要な事項に関する事。	継続	教育振興基本計画は策定済みであるが、次回計画策定時(平成27年度)のために設置要綱は存置する。
58	明石市「トライやる・ウィーク」推進協議会	教育委員会事務局学校教育課	「トライやる・ウィーク」推進事業の実施に当たり、円滑に推進し、学校・家庭・地域社会の連携を図るため、以下の事項について協議する。 ①各校区及び養護学校の推進委員会の支援や事業所の開拓等施設・企業との調整 ②指導ボランティアの確保等学校、家庭及び地域社会の連携や市民への啓発活動	休廃止	トライやる・ウィーク事業がある程度定着し、同事業に関する連絡・報告の場という性格が強くなっているため、要綱に基づき委員を委嘱して行う審議会形式としては廃止し、今後は事業についての説明・報告会形式で必要に応じて参加者を募って実施する。
59	教科用図書明石地区協議会	教育委員会事務局学校教育課	明石市立義務教育諸学校で使用する教科用図書について、広く意見を求め、採択の適正化を図るため、教育委員会の諮問に応じて調査検討し答申する。	継続	教科用図書の選定は児童の教育に非常に大きな影響を及ぼすものであり、学識経験者、教育者、保護者に広く意見を聴いて公平・公正な比較のもとにバランスの取れた選定を行う必要があり、文部科学省の通知においても採択地区ごとに協議会を設置することとされているため、継続する。
60	明石市中心身障害児就学指導委員会	教育委員会事務局学校教育課	心身障害児の障害種類、程度、特性等に応じて、就学指導を総合的かつ適切に行うため、以下の事項について協議する。 ①心身障害児の調査及び就学指導 ②特別支援教育の啓発 など	見直し	文科省通知において、設置することが推奨されており、専門家間で見解を調整することで、心身障害児の状況を総合的に判断した適切な対応が可能となるため、継続する。 なお、次期委員の選定(平成24年6月予定)にあたり、委員間の議論をより活発に行うため、学校関係委員の必要性を精査するなどし、減員を図る予定である。
61	中学校給食検討委員会(仮称)	教育委員会事務局体育保健課	中学校給食の円滑な実施に向けて、以下の事項について検討する。 ①中学生の食生活と中学校での食育の実施 ②学校運営上の課題 ③食育や地産池消の推進 など	継続	市の重点施策であり、市民への影響も大きいことから、学識経験者、市民代表等から広く意見を聴いて計画する必要があるため、平成24年度に設置する予定である。
62	(仮称)消防基本計画検証委員会	消防本部総務課	消防基本計画(H23.2策定)について、進捗状況や効果等を検証するため、計画を推進するための各種実行計画の進捗状況や効果等について行う自己評価に対する意見や計画の推進に係る助言を受ける。	休廃止	消防基本計画の推進を図るため、平成24年度に設置する予定であったが、消防業務の特殊性や専門性等からすべての実施計画についての意見聴取を行うことは不可能であるため、審議会は設置せず、必要に応じて関係団体などとの意見交換を行いながら、計画の推進を図ることとする。
合計				62	
継続				24	
見直し				10	
統合				4	
休廃止				24	

